

償却資産をお持ちの人は 申告が必要です

申告期限
平成30年
1月31日(水)

問合せ先 財務部税務室 (☎84-5010)

償却資産をお持ちの人は、所有状況その償却資産の所在地の市町村長へ申告する必要があります。

申告対象となる資産

毎年1月1日時点に所有している有形固定資産で、その減価償却が法人税法・所得税法の規定により、損金または必要経費に算入されるものです。

<主な償却資産>

① 構築物	広告塔、アンテナ など
② 機械および装置	ポンプ、クレーン、各種生産機械、コンベヤー、耕うん機、 <small>もみ</small> 粉乾燥機 など
③ 船舶	ボートなど
④ 航空機	ヘリコプターなど
⑤ 車両および運搬具	台車 など
⑥ 工具、器具および備品	測量工具、ロッカー、パソコン など

※無形固定資産（鉱業権、特許権など）および自動車税、軽自動車税の課税対象となっている自動車（小型特殊自動車〔トラクターなど〕）は、課税対象になりません。

※パソコンを家庭用として使用している場合は、課税対象になりませんが、事業用として使用している場合は償却資産に該当し、課税対象になります。

償却資産とは？

工場や商店、農業などを営んでいる法人や個人が、その事業のために用いる機械、器具、備品などを指します。固定資産税の課税対象となります。

固定資産税(償却資産)の 現地調査にご協力ください

償却資産を所有し、法人税(所得税)の経費に計上する人で、固定資産税(償却資産)が未申告または正しく申告されていない人を対象に、訪問などの現地調査を行っています。

納税者の適正な申告の確保と未申告者の解消を図り、公正な課税を行うためにご協力をお願いします。



建物取り壊し届は忘れずに！

◆建物を取り壊した場合は…

速やかに「建物取り壊し届」を財務部税務室へ提出してください。
なお、登記済みの家屋は、法務局で建物の滅失登記を行ってください。
その場合は、財務部税務室への届け出は不要です。

※毎年1月1日時点に建っている家屋に固定資産税が課税されます。

※家屋が建っているかどうかの現地調査は計画的に行っていますが、垣根や塀などで確認できないこともあります。



家屋の所有者が変わった場合は届け出を！

◆未登記の家屋について、相続、売買、贈与などにより所有者に変更があった場合は…

速やかに「家屋補充課税台帳所有者変更届」を財務部税務室へ提出してください。
なお、登記済みの家屋は、法務局で建物の所有権移転登記を行ってください。
その場合は、財務部税務室への届け出は不要です。